工事検査手数料徴収取扱要綱

（趣 旨）

第１条　新潟市給水条例（昭和３３年新潟市条例第３２号。（以下「条例」という。）第３４条第１項第１号に規定する工事検査手数料（以下「手数料」という。）の徴収取扱いについてはこの要綱に定めるところによる。

（工事の種類）

第２条　条例第１１条第１項に規定する給水装置の新設，改造，修繕又は撤去に係る工事はそれぞれ次のとおりとする。

（１）新設とは，新たに給水を開始するために給水装置を設置する工事であり，以下の種類がある。

ア　専用の給水装置を設置する工事

イ　私設消火栓を設置する工事

（２）改造とは，給水装置の原形を変える工事（給水装置の構造及び材質の変更を伴う工事で，工事施行前の給水装置と比べ水量，水圧又は水質への影響がある工事）をいう。

（３）修繕とは，給水装置が破損した場合修復する工事（給水装置の原形を変える工事を含む。なお，管理者へのあらかじめの工事申込み，審査及びしゅん工時の検査は必要としない。）をいう。

（４）撤去とは，不要となった給水装置を全部取り外す工事（給水装置の一部を撤去又は取り外す工事は改造工事となる。）をいう。

（手数料徴収の対象及び額）

第３条　手数料は，前条の給水装置の新設，改造，修繕又は撤去に係る工事の申込みをする者（以下「工事申込者」という。）から条例第３４条第１項第１号のメーター口径に応じて徴収する。ただし，次の各号の工事についてはそれぞれの定めるところによる。

（１）メーター口径の増径又は縮径する改造工事については改造工事後のメーター口径により徴収する。

（２）私設消火栓でメーターを取付けない工事の場合は次表の左欄に掲げる吐水口径に基づき，同表右欄に掲げるメーターの口径とみなし，手数料を徴収する。

吐　水　口　径	メーターの口径
２５ミリメートル以下	２５ミリメートル以下
２５ミリメートルを超え５０ミリメートル以下	４０ミリメートル及び５０ミリメートル
５０ミリメートルを超えるもの	７５ミリメートル以上

（３）接続替変更工事において工事申込者の都合により改造する場合は対象とする。

（手数料徴収の適用除外）

第４条　前条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる工事については徴収の適用を除外する。

（１）配水管から分岐を伴わない改造工事のうち，メーターの払出しを伴わないもの。

（２）修繕及び撤去工事。

（３）給水装置一部先行工事。

（４）給水管延長が１０ｍ以内で，なおかつ給水栓が２栓以内の改造工事。

（５）その他管理者が必要と認めたとき。

（手数料徴収時期）

第５条　条例第３４条第２項ただし書の規定は，工事申込者が国又は地方公共団体の場合に限り，申出により後納を認めることをいう。

（その他）

第６条　その他，手数料徴収の取扱いについて必要あるときは，管理者が別に定める。

附 則

この要綱は，新潟市給水条例(昭和３３年新潟市給水条例第３２号)の施行の日(昭和６３年４月１日)から施行する。

附 則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。